

*** 関税率表における《類別》商品分類 ***

関税率表において、商品がどのように分類されるか、各類における主要商品の分類事例に除外事例を付記して「類別一覧表」としてまとめたものが次の表である。なお、太字で記載されているものは、過去に通関士試験問題として出題されたものである。

関税率表における《類別》商品分類			
類	表題の概要	分類する商品の例	除外する商品の例
1	生きている動物	豚・羊・牛・馬・鯨・いるか等哺乳類、かめ・へび・とかげ等爬虫類、両生類、鳥類及び昆虫類	生きているいせえび・かたつむり・なまこ(3類)、培養微生物(30類)、巡回サーカス用の動物(95類)
2	肉、食用のくず肉(臓器を含む)	生鮮の牛の肉及び肝臓、冷凍の牛の舌及び肝臓、冷凍の鶏肉及び牛肉、塩蔵の豚肉、冷蔵したもの、乾燥したもの、くん製のもの、豚の筋肉層のない脂肪	食用の生きている昆虫類(4類)、動物の腸、ぼうこう、胃(牛)(5類)、血(5類又は30類)、豚脂(15類)、牛肉の味付け缶詰(16類)、冷凍の牛肉(水煮による調理をしたもの)(16類)
3	食用の魚介類	生きているうなぎ・たこ、えび、なまこ、かたつむり、生鮮の殻付きえび・かに、生鮮の殻を除いたえび・かに、冷凍のあじ・えび、水煮した殻付きえび、塩蔵のはまぐり・たらのお卵、くん製にしん、くん製のいか・たこ、魚の肝臓、塩水漬けにしたもの、乾燥したもの、しらこ、冷凍の魚フィレ	生きているかめ・わに(1類)、キャビア、水煮して殻を除いたえび(16類)、生きている魚(肝臓、卵、しらこを含む)、甲殻類、軟体動物、その他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの。
4	酪農品、食用動物生産品	脱脂粉乳、チーズ、プロセスチーズ、バター、ミルク、ホエイ、バターミルク、ヨーグルト、鳥卵、乾燥した卵黄、ふ化用の受精卵、天然はちみつ	マーガリン(15類)、アイスクリーム(21類)、卵白(35類)、ラード(15類)
5	動物性生産品	腸、ぼうこう、牛の胃、血、未加工の人髪・羽毛・アイボリー・羽毛皮・角・骨・かめの甲	食用のもの(2類又は4類)、人血、治療用、予防用の動物の血(30類)、ゼラチン(35類)、毛皮(43類)
6	生きている植物	樹木、切花、こけ、葉	食用の野菜(7類)
7	食用の野菜	生鮮のトマト・きゅうり・にんじん・豆・まつたけ、たまねぎ、冷凍したそらまめ、乾燥きこ、乾燥したしいたけ、乾燥した小豆、スイートコーン、塩水漬けオリーブ、冷凍したにんじん・豆(水煮による調理をしたもの)、凍結乾燥した全形のスイートコーン	乾燥したくるみ、すいか(8類)、しょうが、乾燥したとうがらし属の果実等の香辛料(9類)、ばれいしょの粉(11類)、乾燥した豆(さやを除いたもの)の粉(11類)、調理されたスイートコーンの酢漬け(20類)